

商品リース契約約款

水島ガス株式会社(以下、当社)が提供する都市ガス警報器(ガス・CO警報器および住宅用火災・ガス・CO警報器)、住宅用火災警報器ならびに消火器等(以下、総称して商品)のリース契約(以下、リース契約)の内容および条件は、本約款によるものといたします。

1. お客さまは、あらかじめ本約款を承諾のうえ、申込書により、当社または水島ガスサービスショップ(以下、総称して当社等)にリース契約を申し込むものといたします。
2. リース契約は、当社と都市ガスの使用契約(以下、ガス使用契約)を締結しているお客さまが申し込むことができます。
3. 当社は、本約款を記載した書面を交付する方法または本約款を記録した電磁的記録を提供する方法により、本約款の内容を示すものといたします。
4. 商品は、お申込みにより、当社が承諾した場合、契約締結と同時に取り付けるものとし、契約手続きと取り付けまたは取り外しは、当社等が行います。
5. リース期間は5年間とします。ただし、継続契約による場合は契約書記載の有効年月の満了をもって終了します。
6. リース期間中、当社は商品を賃貸するものとします。
7. 1か月あたりのリース期間は暦月によるものとし、当該リース料金は翌月に発生する定例ガス料金に加算して請求いたします。また、その支払い期限・支払い方法は、ガス料金と同様とします。
8. 当社はリース契約時の取り扱いとして、契約日の属する月が1か月に満たない場合でも(契約日が1日以外の場合でも)初回の1か月分として取り扱います。ただし、初回のリース料は無料といたします。
9. 商品が取り付けされたとき、見本、カタログと相違ないかを直ちに確認され、万一見本等と相違しているときは取り替えを申し出るか、契約を解約することができます。
10. 商品は当社の所有物ですので、本来の用法に従って使用するとともに善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
11. リース期間中に、商品を他人に転貸または譲渡する等、当社の所有権を害する一切の行為は行わないことはもちろん、第三者の強制執行、仮処分、仮差押等による当社の所有権が害される恐れがある場合には、直ちに当社に連絡し、これを排除していただきます。
12. 警報器について設置位置をご自分で変更することは、絶対に避けてください。設置位置を変更したい場合は、当社等までご連絡ください。この場合、有料で設置位置を変更します。
13. 当社等は、必要な場合、お客さまの承諾を得て、商品の設置場所に立ち入り、商品の検査、取り替え、あるいは取り外しをすることができます。
14. 転居等やむを得ない理由がある場合は、中途解約ができます。この場合、当社は解約日に属する月のリース料金を、その月の使用日数によっていただきます。
15. リースの期間中、お客さまに下記のいずれかの項目に該当する事由が生じたときは、当社はリース契約を解約することがあります。このうち、イ、の場合であって、これがお客さまの責に帰する事由によるものであるときは、損害を賠償していただきます。
 - イ. 本商品を滅失、既存もしくは紛失されたとき。
 - ロ. 第10項から第12項までに違反されたとき。
 - ハ. ガスの供給を停止されたとき。
 - ニ. ガスの需給契約が解約されたとき。
 - ホ. リース料のお支払いが延滞し、当社からその支払いを書面で20日以上相当な期間を定めて催告されたにもかかわらず、その指定日までにお支払いがないとき。
16. 前第14項、第15項による中途解約に際しては、商品を設置場所に引き続き置かせていただくことがあります。この場合、あらかじめ関係者の承諾を得ていただきます。
17. お客さまの承諾を得て第16項の商品によるリース契約を行う場合は継続契約とさせていただきます。この場合、契約期間は第5項ただし書きの規定によります。
18. リース契約終了の1か月前までに更新の申し出がない場合、リース終了年月をもって、リース契約は解約となります。
19. リース契約が更新された場合、当社は商品の取替予定時期に本商品の取り替えを行います。
20. 契約が終了した場合、当社はすみやかに本商品を取り外します。(お客さまには、取り外しの日まで第10項ないし第11項に定める義務を遵守していただきます。
21. 当社は、次に掲げる場合には、民法548条の4の規定に基づいて、本約款の変更をすることにより、変更後の本約款の条項について合意があったものとみなし、個別にお客さまと合意することなく契約の内容を変更できるものといたします。
 - ①本約款の変更が、お客さまの一般の利益に適合するとき。
 - ②本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情等に照らして合理的なものであるとき。
22. 当社は、前第21項の規定による本約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容ならびにその効力発生時期を、事前に、当社ウェブサイトに掲載する方法またはその他の適切な方法により周知するものといたします。

契約のお申込みの撤回について

1. 当社・サービスショップ店頭以外の場所で、契約を申込み、または契約された場合は、契約の申込みまたは契約の内容を記載した書面を受け取られた日から起算して8日を経過するまでの間に、書面により申込みを撤回し、または契約を解除することができます。
2. 申込みの撤回・契約の解除についての書面は当社にお送り下さい。申込みの撤回、または契約の解除は、当該書面を発送されたとき、その効力を生じます。
この場合お客さまは、①損害賠償または違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された警報器の引き取りに要する費用の支払い義務はありません。③すでに警報器代金の一部あるいは全額を支払っている場合は、すみやかにその金額の返還を受けることができます。④契約の申込みに伴い、お客さまの建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料でモトの状態に戻すよう請求することができます。
3. 申込みの撤回・契約の解除を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、また威迫したことにより困惑して申込みの撤回・契約の解除を行なわなかった場合は、当社から申込みの撤回・契約の解除妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面により申込みの撤回・契約の解除を行うことができます。